

文例（廃除の取消し）

第〇条 遺言者は、三男〇〇〇〇（生年月日）についての廃除を取り消す。

第〇条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所	東京都〇〇区〇〇・・・
職 業	〇〇〇
氏 名	〇〇〇〇
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

被相続人は、いつでも推定相続人の廃除の取消しを請求することができます。つまり、一度ある推定相続人に対し、廃除が決定しても、遺言者の意思をもって、廃除を取消することができるのです。なお廃除の取消しは、生前行為でもできますが、遺言によってもできます。

｜ 廃除の取消し手続き

廃除の取消しの請求を行う場合、廃除請求と同様、家庭裁判所への申立てが必要です。遺言の場合は、遺言者の死亡後に、遺言執行者が家庭裁判所に廃除の取消しの申立をし、審判によって決定します。ただし、廃除の請求と違って、取消しにはその事由は必要としていません。ただ、遺言者の死後に、その取消しの意思が、遺言者の真意であることが分かるように、取消す理由を遺言に書いておいておくとよいでしょう。

｜ 遺言執行者の指定

廃除の取消しは申立手続が必要ですので、遺言執行者は弁護士などの専門家にしておくと手続きが円滑に進むでしょう。